

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市館町468番地の2

氏名 株式会社 完山金属

代表取締役 完山 一範

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 相川 宗



許可の年月日

平成21年3月13日

許可の有効年月日

平成26年2月2日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類(*)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*)、鋳さい、がれき類(*)
以上11種類

※ (*)が付された産業廃棄物の種類には石綿含有産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成11年2月3日	指令西環第10-252号	新規許可（県知事許可）
平成16年2月3日	指令環環産第10639号	更新許可
平成17年5月12日	—————	変更届（代表者の変更）
平成19年1月16日	—————	変更届（組織の変更）
平成21年3月13日	指令環環産第1-931号	更新許可

5. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無